

山梨県公報

第五十七号

令和元年

十二月十二日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(三件)……………四〇一
○道路の供用開始……………四〇二

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者等の変更の届出……………四〇二
○山梨県告示第四百四十六号の二の公布公告……………四〇二
○公共測量の実施(二件)……………四〇三
○都市計画の変更図書の縦覧……………四〇三
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………四〇三
人事委員会
○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………四〇四
公安委員会
○技能検定員等審査の実施……………四〇四
その他……………四〇五
○裁決手続の開始……………四〇五

告示

山梨県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甘利山公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
		旧	新		
斐崎市旭町上條北割字桜木二〇〇六番三地从先から 斐崎市旭町上條北割字桜木二〇〇三番一地从先まで		九・三〇	九・七〇	一〇・八	八五・〇
		九・七〇	九・三〇		

山梨県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
		旧	新		
南巨摩郡早川町雨畑字舟久保七六八番二地从先から 南巨摩郡早川町雨畑字馬場七一八番二地から先まで		六・五〇	一〇・八〇	二八・九	二二五・三
		二八・九	一〇・八〇		

山梨県告示第五百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から令和二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延(メートル)長
	新	旧	
北都留郡小菅村字タノモクリ三四九一番一 地先から 北都留郡小菅村字タノモクリ三四七二番一 地先まで	一四・六〇 二五・一	七・四〇 四一・五	一一〇・八

山梨県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	中下条甲府線	甲府市飯田二丁目四三番一地先から 甲府市飯田二丁目七八番一地先まで	八八・五	令和元年十二月十二日

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスビッグステージ 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地
- 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号 外一者	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 外四者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外四者

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日外
- 三 届出年月日 令和元年十二月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月十三日まで

● 山梨県告示第百四十六号の二の公布公告
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百四十六号の二

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による豚コレラのまん延を防止するため家畜等の移動を禁止する区域の指定（令和元年山梨県告示第二十九号の三）のうち、区域外への移動を制限する区域について次のとおり解除する。

令和元年十二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 制限を解除する家畜等 豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品
- 二 制限を解除する日 令和元年十二月七日
- 三 制限を解除する区域 令和元年十一月十六日に豚コレラの患畜が確認された韮崎市内の農場を中心とする半径三キロメートルから十キロメートル以内の区域

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲斐市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影）
- 二 測量の地域 甲斐市
- 三 測量の期間 令和元年七月三十日から令和二年三月二十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局長野国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（撮影、評定点測量、簡易水準測量、数値図化）

- 二 測量の地域 北杜市
- 三 測量の期間 令和元年十一月二十一日から令和二年三月三十一日まで

● 都市計画の変更図書縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり上野原市上野原駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

令和元年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名	住所
佐藤 肇	上野原市新田千百五十五番地
近藤 喜夫	上野原市上野原千六百九十二番地二
佐藤 稔	上野原市新田千百七十三番地
飯島 勝巳	上野原市新田千百五十七番地
小俣 修	上野原市鶴島八百六十一番地三
佐藤 茂	上野原市新田千百六十一番地

宮田 憲次

上野原市新田九百六十八番地

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月十二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表身体障害者を対象とした職員採用選考の項中「身体障害者」を「障害者」に

改め、同表中

職員採用選考（言語聴覚士）

同右

同右

同右
同右

を

職員採用選考（言語聴覚士）	同右
職員採用選考（消防）	同右
職員採用選考（火山防災）	同右

に改める。

同右	同右	同右
同右	同右	同右

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和元年十二月十二日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 令和二年一月十四日（火）から同月十七日（金）までの午前九時から午後五時まで

三 受付期間及び場所

- 1 期間 令和二年一月六日（月）から同月十日（金）まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査
- 2 教習指導員審査

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
- (二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免

- 二万三千四百円

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
- (二) 普通自動車免許 一万九千五百円

許 一万四千七百円
(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
(二) 普通自動車免許 一万八千五百円
(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。
2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和元年十二月十二日

山梨県 収用委員会

- 一 起業者の名称 山梨県
- 二 事業の種類 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号城東三丁目穴切線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地籍等 別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別表のとおり
六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年十二月四日

(別表1)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考		
所在	地番	地目		地積 (㎡)					収用しようとする土地の面積 (㎡)	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県甲府市中央二丁目	397番	宅地	宅地	139.36	139.36	21.22	パラカ株式会社 代表取締役 間嶋 正明 東京都港区愛宕二丁目5番1号	株式会社みずほ銀行 代表取締役 藤原 弘治 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	根抵当権 (平成19年1月31日受付第2286号)	収用しようとする土地は別図のとおり(別図略)

(別 表 2)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目		地積 (m ²)	実測	収用しようとする土地の面積 (m ²)	氏名及び住所	氏名及び住所		権利の種類
		公簿	現況						公簿	
山梨県甲府市中央二丁目	398番	宅地	宅地	115.32	115.32	17.80	ペラカ株式会社 代表取締役 間嶋 正明 東京都港区愛宕二丁目5番1号	株式会社みずほ銀行 代表取締役 藤原 弘治 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	根抵当権 (平成19年1月31日受付第2286号)	収用しようとする土地は別図のとおり(別図略)
								東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 井上 福造 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	使用借権	
								株式会社日本ネットワークサービス 代表取締役 中村 一政 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号	使用借権	

(別 表 3)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県甲府市中央二丁目	400番	宅地	宅地	347.90	347.90	4.91	パワカ株式会社 代表取締役 間嶋 正明 東京都港区愛宕二丁目5番1号	株式会社みずほ銀行 代表取締役 藤原 弘治 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	根抵当権 (平成21年3月26日受付第10068号)	収用しようとする土地は別図のとおり (別図略)